

公益社団法人埼玉県農林公社物品調達等一般競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 公社が発注する物品調達に係る競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項は次の各号に掲げるものによるほか、この心得に定めるものとする。

- (1) 公益社団法人埼玉県農林公社物品調達等一般競争入札執行要綱
- (2) 公益社団法人埼玉県農林公社印刷製造請負契約最低制限価格制度実施要領
- (3) 入札公告
- (4) その他別に定めるもの

2 前項(1)から(3)までは、公益社団法人埼玉県農林公社ホームページに掲載されているので、参照すること。

(法令等の順守)

第2条 入札参加者は、公益社団法人埼玉県農林公社財務規程(以下「財務規程」という。)、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)、その他関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、この心得、入札公告の記載事項を熟知のうえ、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)、刑法(明治40年法律第45号)及び電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

5 入札参加者は、入札手続に際し公社の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行を妨げたり他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを行ってはならない。

6 一般競争入札の参加者は、入札の公正さが阻害されるおそれがある次の各号のいずれかに該当する入札を行ってはならない。ただし、(1)又は(2)の場合、子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)である場合を除く。また(3)の場合、一方の会社等が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社等である場合を除く。なお、共同企業体の入札参加の場合、各構成員が他の入札参加者(共同企業体の場合、各構成員)と次の各号のいずれかの関係にないこと。

(1) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(3) 一方の会社等の役員（「①代表権を有する取締役」、「②取締役（社外取締役を含み、委員会等設置会社の取締役を除く。）」、「③委員会等設置会社の執行役又は代表執行役」及び「④名称が異なっても①から③のいずれかの職務権限等に該当する者」をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を兼務している関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(4) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を兼ねている関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(入札)

第4条 入札は、入札公告で指示した日時に従い行う。

2 入札書（様式第1号）（再度入札によってもなお落札者がいないときで、随意契約となった場合は、見積書（様式第2号））は、必要事項を記載し記名押印のうえ、提出するものとする。

3 前項の場合で、代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状（様式第3号）を提出させなければならない。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札書開札前まで入札を辞退することができる。辞退する場合は、入札辞退届（様式第4号）を提出するものとする。

2 入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを行わない。

(契約書等の提出)

第6条 落札者は、落札者決定通知を受けた日から5日以内に、契約書（案）に記名押印のうえ、必要な書類を添付して、提出しなければならない。

2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

3 落札決定後、契約締結前までに落札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。この場合、公社は損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(1) 落札者が、政令第167条の4の規定に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。

(2) 落札者が競争入札に参加する資格及び入札公告で示した資格を有しなくなったとき。

(3) 落札者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けたとき。

(4) 落札者が暴力団排除要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けたとき。

(5) 落札者が国、都道府県及び埼玉県内市町村から債務不履行の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けたとき。

(6) その他、入札執行が公正、公平に行われていなかったと発注者が認めたとき。

(契約の確定)

第7条 契約は、理事長又は理事長から委任を受けた者と、落札者が契約書（案）に記名押印したときに確定する。

(その他)

第8条 談合情報等があった場合、公正取引委員会及び警察へ資料提供することがある。

附 則

この心得は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和2年1月6日から施行する。